

## 「セーフティアドバイザーについての考え方」

### 1. 理 念

- (1) 営業マンは、ユーザーとの直接の接点であるセールス活動等の中で、ユーザーに対する「交通安全アドバイス」を実施することなどにより、ユーザーの安全意識の向上に寄与することが期待されている。
- (2) セーフティアドバイザーは、営業マンの安全活動の中核となり、自ら積極的に「交通安全ワンポイントアドバイス」活動に従事するとともに、営業マンに対する指導等を行う。

### 2. 体 制

- (1) 交通安全対策推進協議会が中心となり、会員ディーラーの中から、各推進協議会の実情に応じて、各拠点の個々の営業マンを指導するという本来の目的に適合したセーフティアドバイザーを選任する。

### 3. 任 務

- (1) 「交通安全アドバイス」の積極的な実施
- (2) 営業マンの安全意識の向上を図ると共に、ユーザーに対するワンポイントアドバイスの指導に努める。
- (3) 「マニュアル」の有効活用を図る。

### 4. 将来的展望

- (1) 活動の充実・強化を図り、より一層ユーザーの信頼獲得に努める。
- (2) 知識の修得とあわせ、体験型実技講習による研修等によって、ユーザーに対するより有効なアドバイスが出来るように努める。